

令和5年9月15日

# 総務文教委員会

阿久根市議会



1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和5年9月15日(金)

午後1時開会

午後5時34分散会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

渡辺久治委員長、川畑二美副委員長、高崎良二委員、  
川原慎一委員、木下孝行委員、山田勝委員、  
仮屋園一徳委員

5 出席委員外議員 牟田学議員(請願第3号紹介議員)

6 事務局職員 次長兼議事係長 上脇重樹

7 参考人

阿久根障がい者青年学級笑(スマイル)

会長代理 西田数市氏(請願者)

8 説明員

総務課 課長 中野貴文君

課長補佐兼危機管理係長 中尾隆樹君

企画調整課 課長 尾塚禎久君

課長補佐兼企画調整係長兼統計調査係長 岩下亮一君

9 事務局職員 次長兼議事係長 上脇重樹

10 会議に付した事件

(1) 請願第3号 「障がい者青年学級」の開設に関する請願

(2) 陳情第6号 電源立地地域対策交付金等に関する陳情

(3) 所管事務調査について

11 議事の経過概要 別紙のとおり



## 審査の経過概要

### ○ 請願第3号 「障がい者青年学級」の開設に関する請願

#### 渡辺久治委員長

ただいまから総務文教委員会を開会します。

この際、請願第3号を議題とします。

本件について、所管課である生涯学習課、関係課の福祉課に出席を求め、審査を行います。所管課は入室してください。

〔福祉課及び生涯学習課入室〕

所管課に出席いただきました。

まず、所管課に、本請願に関する本市の現状などについて、平成30年請願第1号、阿久根市による「障がい者青年学級」開設に関する請願が議会で趣旨採択とされた後からこれまでの取組の状況を含めて説明を求めます。

#### 新町生涯学習課長

平成30年に、趣旨採択して以降、特に何も取組はしておりません。

なぜかという、コロナになりまして、当該団体も活動を休止しておりましたので、特に動きはありませんでした。

#### 渡辺久治委員長

ただいま、課長より特に取り組みしていないということです。

所管課に対する質疑をお願いいたします。

#### 木下孝行委員

今の所管課の説明で、コロナ禍の中で主だった事業は行ってきてないということで、十分その状況を理解するんですけど、今、コロナが収まったというような世の中、5類に分類されたということで、活動が再開できる状況にはあると思うんですけども、これから、この案件、この請願に関しての可否は別として、所管課の考えは今どうですか。今後のことです。

#### 新町生涯学習課長

一般質問でも出まして、答弁したんですけども、今、生涯学習課では、この学級は高齢者学級だったり、女性学級、そのほかに生涯学習講座というものを指導員を振り分けて行っております。障害のある方を対象としたものになりますと、一定程度の福祉に関する専門的知識を持つ職員が現在うちにはおりませんので、今すぐにしたいとなって始めてくださいと言われても、その辺の対応が厳しいので、実施していくのであれば、関係課とか関係団体とかとよく話をしていきながら、サポートはできると思います。

#### 木下孝行委員

今の課長の説明は、今後は、関係各位とこのことについては協議しながら、相談しながら進めていきたいということで理解すればいいですか。

#### 新町生涯学習課長

答弁もその方向で検討していくと。やはり大事なことだと思っておりますので、私たちもそのつもりでいきたいと思っております。

#### 川畑二美委員

今おっしゃったんですけど、課長から、福祉の詳しい方がいらっしゃらない。その点は、

また福祉のほうと相談しながらやっていこうということで理解してもよろしいでしょうか。

**新町生涯学習課長**

はい、そのとおりでございます。

**高崎良二委員**

今聞いていたんですけど、前に1回、これは採択されているんですかね。

〔「趣旨採択です」と呼ぶ者あり〕

そういうことですね。

それから、趣旨採択してから全く動いてないということで、分かりました。

あとですね、今、高齢者学級とかいろんな学級があると思うんですが、この学級に対してその専門的な人を置いてくれとかそういう話じゃないと思うんですよ。例えば、そういう人たちが活動するときに、何か手助けをしてくれというようなお願いだと思うんですが、そこら辺については、そんなに難しく考えなくてもいいんじゃないですかね。

**新町生涯学習課長**

請願をされた方がこの前、風テラスに来られまして、私もその話を聞いて、そんな固く、難しく考えなくていいんだよという話がありました。高崎委員が言われたように、サポート的なこと、ちょっとした手助け、それでいいんだよというふうには伺っております。

**川原慎一委員**

平成30年以降、まだ所管課では活動はやっていないということでしたけど、趣旨採択になった後、団体から何か手助けしてほしいということはなかったんでしょうか。

**新町生涯学習課長**

私も前任の課長等にも確認したんですが、なかったということです。

**川畑二美委員**

高齢者学級とかにはお一人付かれますよね。しかし、ここの、もし開設した場合、先ほど、誰かサポートということで付くことはできるわけですよ、福祉の詳しい方が。そういう理解でもいいんでしょうか。

**新町生涯学習課長**

先ほども言いましたけれども、今、開設になっても、人材はうちには今はいません。ただ、サポートですから、この前請願者とも話したんですけど、実際、年間の計画は、自分たちで自立するというので、何月に何をするというような計画を持っていらっしゃると思いますので、そういうときに、何か講演会をしたいとなったときに、良い講師はいないか探してもらったりとか、イベントするときに手伝いをしてもらえればということなので、その程度であれば、今の現状でも可能だと思いますけど、1人張り付けは、今は厳しいです。

**仮屋園一徳委員**

確認しますけど、もし開設するとなると、以前されていたのが、毎月、体験学習やスポーツイベントを保護者やボランティアスタッフの協力を得て行っていましたとしてあるんですが、場所的にどうなのかなど。言って良いかどうか分かりませんが、やはりいろんな方が、衝動的になられる方とかいらっしゃると思うんですけど、そういった場合に、場所的なものはどのような場所が考えられますかね。

**新町生涯学習課長**

この前請願者と話をしたときには、主に今、折多地区集会施設で活動しているということでした。

## 仮屋園一徳委員

そうしたら、風テラスとか、鶴見分館とかその辺では無理ということで考えていいんですかね。

## 新町生涯学習課長

内容によると思いますけど、無理ではないと思います。

## 山田勝委員

私はこれを見て、例えば出水養護学校を卒業した人たちがと考えたときに、私の兄弟の子にもおりますよ。だから、そういう子供たちは、例えば、出水市にたくさんいろんな施設がありますよね、作業所みたいな施設が。私の知っている人は、ほとんどそこに行っているんだけどな。そして、週末はほとんど自宅、家族と一緒に生活しているという中で、特別こういう学級をしないといけないというのは、どういうことかなど。

## 尻無濱福祉課長

現在、山田委員がおっしゃったとおり、それぞれ特別支援学校を卒業された方とかは、作業所に行かれたりとかされています。そういった人たちが、特別支援学校だったり、地域の学校を卒業した方で、障害者等の方だったりその家族の方が、お互いの悩みだったりとか、情報交換というのを目的に、今ある阿久根障がい者青年学級というのができたかと思うんですけれども、コロナ禍でここ3年ぐらいは活動が思うようにいっていないということだと思います。

ちょうどこの請願が出た後、平成30年に請願が出ているんですけれども、福祉課では、令和元年度から障害者総合支援法に基づいて市町村が実施する地域生活支援事業というのがあって、その中の一つで障害者等自発的活動支援事業というものをやっているんです。

その対象団体ということで、阿久根障がい者青年学級が令和元年度は実績を出されて、補助も受けていらっしゃるという状況なんです。

## 山田勝委員

今、尻無濱課長から大変良い話を聞いたんですが、そういう父兄の方々がお互いに悩みを打ち明けたり、困ったことを話したり、そういうために会をしようということで、これができ上がったんだということですよ。

私は、それを充実することで十分だという気がするんだけどな。

それを、あなたのところですか生涯学習課ですか、私はむしろ、あなたのところで、その法律、制度に基づいてそれを充実したほうがいいような気がするんだけどな。

## 尻無濱福祉課長

障害者等自発的活動支援事業というのが、障害者等やその家族の人たちが自発的に交流会だったり、スポーツレクリエーションだったりという活動を行っているという実績に基づいて市で補助するという事業ですので、その障がい者青年学級という団体さんが任意の団体で、自分たちで自発的に活動されているということに対しての補助になります。

## 山田勝委員

こう突き進んでいってですね、結論を、一つの方向を示してくれないといけないわけですけど、今あなたが言うそれ。それから補助をいただくためにちゃんと会をする。その会は、例えば、風テラスでするから、どこでするからというような縛りはないんですよ。

## 尻無濱福祉課長

その縛りというのはありません。

## 山田勝委員

私は、そういうことであつたら、むしろ、何でもかと言つたら、それなりの予算も伴うことだけれども、その予算についてはあなたのところでちゃんと見ますよと。しかしながら、部屋を準備するとかなんとかというのは、風テラスでいいですよ、あるいは、どこかでいいですよという、それは誰がするかと言つたら、やっぱり生涯学習課でしないといけないのかな。それぐらいの協力はできないの。

## 新町生涯学習課長

この請願者の方ともお話をしたんですけど、そういうところまでは頼むつもりはないみたいなことは言われました。そういうのは、自分たちがやっぱり自立していかないといけないので、自分たちで組み立てさせるからと。だからサポート的な、誰か探してとか、イベントに来て手伝つてとそれぐらいでいいからあんまり固く考えないでくれとは言われました。

## 山田勝委員

それならもう、あれじゃないですか。あなたのところの予算ですけれども、こちらで自立して会をつくつてもらつて、ちゃんとしてくださいねと。お手伝いはしますよと。それで終わりです。いいです。大体方向がわかりました。

## 木下孝行委員

今、皆さんの意見への答弁をもらったんですけども。基本的には、今、そういったサポート的なことで請願者もそれでいいというような了解がお互いでできているという話も確認した上で、請願事項は、障がい者青年学級を開設してほしいという、この一点になっているんですけど、これをちゃんと開設することの是非というか、別に、今の話を聞けば、わざわざ開設、これを認めるということをしなくてもいいのかなと。もう良好な関係が今からできていくわけだと思ふんですけど。そこに関してどう思われますか。絶対この学級を開設しなきゃいけないのか。しないとできないのか、そこら辺も含めて。

## 新町生涯学習課長

今までこういう取組を生涯学習課としてはしてきていないので、戸惑うところもあるんですけども、先ほどからも言いましたとおり、協力するという姿勢はありますので、開設されても丸投げじゃないというふうにも言われてますから、されてもされなくても、そういうちょっとサポートしてくれというようなことがあれば、お手伝いできるところはしていけると思ふます。

〔発言する者あり〕

## 木下孝行委員

この請願事項の1番重要な、開設に関しては別に問題ないということですね。我々議会が認めたとしても、了解しました。

## 高崎良二委員

すいません。

今のは、ちょっと意味が分からなくて。

〔発言する者あり〕

## 渡辺久治委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後1時18分～午後1時24分)



### 渡辺久治委員長

休憩前に戻ります。

### 新町生涯学習課長

一般質問で答弁しましたとおり、専門的な知識を持ったスタッフが生涯学習課には現在おりません。やっぱり接し方とかもあると思いますので、答弁したとおり、今、全部投げられてしまえば、今その対応は厳しいですが、そういうことをしていけないといけないというのは理解しますので、そうなったらなったら、できる範囲でもうしていくしかないのかなとは思いますが。

### 尻無濱福祉課長

今回出されているこの障がい者成年学級の開設のところなんですけれども、もしこれを行政で開設した場合は、先ほど説明しました市町村が実施する地域生活支援事業の中の障害者等自発的活動支援事業からは外れてしまいますので。これは国の事業なんです。事業費に対して2分の1の補助が出るんですけれども、それが国2分の1、県4分の1、市4分の1で実施をするものでして、もし、行政が主導して開設した場合は、その障がい者青年学級に対しては、補助は難しくなると思います。

〔発言する者あり〕

### 渡辺久治委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後1時26分～午後1時28分)

### 渡辺久治委員長

休憩前に戻ります。

### 木下孝行委員

自発的活動支援補助金は、障がい者成年学級を開設することでもらえなくなる可能性があると。後は、青年学級の方は開設すれば市が主体となってやっていかなければならないということで、請願者に確認しないといけない部分なんですけど、どっちがメリットがあるのかと、ある意味。そこは請願者に確認しますが、その件で障害者がより負担を減らすことを、自分たちの負担を減らすことを考えれば、自発的活動のほうをもらう、学級は開設せずにですね。自発的活動支援をもらったほうが有利なのかなと思うけど。答えにくいと思いますけど。

〔発言する者あり〕

### 渡辺久治委員長

今、何か答えがありますか。

〔木下孝行委員「答えづらいよね」と呼ぶ〕

### 山田勝委員

私は、いろいろ自分で考えて皆さんのあった意見なんかを聞いていたら、やはり、障害者自発的活動支援補助金をもらったほうが非常に気楽だ、本人たちも。何でもかと言ったら、一つの施設を造ってしまったらそこに縛られてしまうじゃないですか。でも彼らは、かねて平生は、仕事に行ったりどこかに行ったりしていくわけでしょ。そちらの方が充実しますよ。ただ、日曜日とか土曜日にそういうことがあるときに、みんなで話合いをしましょうよとい

うことなんだから、これが一番いいです。

**川畑二美委員**

でも、請願者の意向をまた。

〔「それは分かっているから」と呼ぶ者あり〕

**渡辺久治委員長**

私の方も質問したいので、副委員長、代わっていただけますか。

〔「副委員長は移動が大変だからその場所でいいよ」と呼ぶ者あり〕

**川畑二美副委員長**

議事進行で。

**渡辺久治委員**

この障がい者青年というのはですね、障害者がある程度、学校を卒業して自立するためにどうしてもやってるといふところなんですよ。だから、それを支援してもらおうということで、そのためにはとってはとっても重要なことだと思う。この障がい者支援学級みたいなことをやってる団体は、ほかの市町村とかほかの自治体でそれをやっているときにどういうふうに取り組んでいるかを行政として、自治体で援助してるという取組例がありますか。

〔発言する者あり〕

**川畑二美副委員長**

休憩に入ります。

(休憩 午後 1 時32分～午後 1 時33分)

**川畑二美副委員長**

休憩前に引き続き、再開いたします。

〔発言する者あり〕

それでは、先ほどおっしゃった市町村の取組・援助について。

**新町生涯学習課長**

県の社会教育課にこの青年学級としての県内の開設状況を確認したところ、県内はないという回答をいただいております。

ただ、先ほど言いましたが、私たちも高齢者学級とか生涯学習講座をやっているんですが、生涯学習講座の中に障害のある方が参加しているところもありますし、障害のある方限定で講座を開いている。絵手紙だとか、ちょっとしたダンスだとか、そういう生涯学習講座としてしているところはあります。

**渡辺久治委員**

私は、町田市かどこかが何かやっているというのを聞いたことがあるんですけど、その辺はいかがですか。

**新町生涯学習課長**

確かに町田市は青年学級をやっております。それを、私たちもネットとかの情報なんですけど確認はしております。

**渡辺久治委員**

この後に請願者と会うんですけども、その中でですね、これは新たに開設という請願になっていますけど、それも含めて支援、応援してくれというのであればいかがですか。

### 新町生涯学習課長

一般質問の答弁でも結びのほうで言いましたが、関係課とか関係団体と検討していったら、協力していくということはできると思います。

〔渡辺久治委員「終わりました」と呼ぶ〕

### 川畑二美副委員長

また交代いたします。

### 渡辺久治委員長

これで質疑を終わります。

所管課は。

〔発言する者あり〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後1時37分～午後1時38分)

### 渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

### 川畑二美委員

福祉課の課長が言われた障害者総合支援の資料提供、また、はい。どうしたら、どんな教室。それをお願いしたいと思います。資料提供。

〔発言する者あり〕

### 渡辺久治委員長

資料の正式名称を教えてください。

### 尻無濱福祉課長

阿久根市障害者等自発的活動支援事業補助金実施要領です。

### 渡辺久治委員長

阿久根市障害者等自発的活動支援事業補助金実施要領を委員会として資料請求したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ではよろしくお願いします。

所管課は退室してください。

〔福祉課及び生涯学習課退室〕

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時41分～午後1時54分)

### 渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、紹介議員から説明聴取と質疑、参考人として招致した請願者から説明聴取と質疑を一括して行います。

紹介議員は牟田学議員、請願者は西田数市さんです。

お2人は入室をお願いします。

〔牟田学議員及び西田数市参考人入室〕

紹介議員と参考人に御出席いただきました。

参考人におかれましては、大変お忙しい中、本委員会の審査のため御出席いただき誠にありがとうございます。

委員会を代表してお礼申し上げます。

ここで、参考人に、発言についてお願いがございます。

御発言される際は、挙手していただき、委員長から指名を受けた後をお願いいたします。

また、委員会記録作成のため録音しておりますので、マイクを近づけていただいた上で、お話しくださるようお願いいたします。

それでは、まず、紹介議員に請願の内容について説明を求めます。

#### 牟田学議員

請願書の内容といたしましてですね、ここには、障がい者青年学級の開設に関する請願でありますけれども、青年学級は現在、存在しております、活動的には、コロナ禍の関係で何年か活動はしていない状況ですが、コロナ禍が終了すれば、また新たにイベントとか活動を再開するということになっております。

この請願は、新たに開設というような文言ですけれども、それではなくて、今、現在ある学級に対して、行政からサポートを、今後、コロナ禍が終わって活動を再開するときに何らかのサポートをしてもらえよという意味での請願であります。

#### 渡辺久治委員長

ただいま紹介議員に御説明いただきました。

ただいまの説明に関して質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### 木下孝行委員

今、請願者の意見を聞いてないので、明らかに同じ意見だろうと思いますけど、請願内容の最たる請願事項は、障がい者青年学級の開設ということになっておりますけども、あくまでこれにはこだわらないと。行政のサポートをしてほしいということでもよろしいですか。

#### 牟田学議員

今の意見でよろしいかと思えます。

〔木下孝行委員「また後で意見を述べさせていただきます」と呼ぶ〕

#### 仮屋園一徳委員

今の件ですけど、参考人も同じ考えですか。

#### 西田数市参考人

はい、そのとおりです。それと。

〔発言する者あり〕

#### 渡辺久治委員長

参考人は後で説明を行いますから、まず今は、紹介議員にお願いします。

〔発言する者あり〕

紹介議員に対する御質疑は。

#### 川原慎一委員

サポートということをおっしゃいましたが、サポートも幅が広いと思うんですが、具体的にどういったサポートが欲しいのかということをお聞かせいただきたいんですけど。

## 牟田学議員

この中にも私の資料が入っております。いろんな活動をやっています。今まで、コロナ禍の前までは、そういういろんなイベントをやったり生徒と保護者のコミュニケーションをとるようなですね、いろいろやっているんですが、サポートといいますか、そういうイベントの中で、講習の講師をしてくださる先生が必要なときには、やはり保護者だけではなかなか難しいので、そういう講師の先生とか必要なときには、行政のほうでそういうサポートが必要かなということでは書いてあります。

## 川原慎一委員

例えば、講師の方に謝金等も発生する場合もあると思うんですね。そういったときの部分の補助であったりとかという部分も含めていらっしゃるのでしょうか。

〔発言する者あり〕

## 渡辺久治委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後2時1分～午後2時2分)

## 渡辺久治委員長

休憩前に戻ります。

まず、紹介議員に対する質疑を終わらせてからにします。

## 牟田学議員

講師の謝金については、スマイルの会費の中から払っていると。それと、コロナ禍で、阿久根市の補助金もあるんですが活動を止めていますので、その補助金の申請は今のところやっておりません。

## 木下孝行委員

請願者に。紹介議員のほうはある程度考え方を聞けばいいと思うんで、やっぱり請願者の意見を今から聞きたい。一回締めて、聞いてください。

## 渡辺久治委員長

請願者の意見に移りたい、御説明を、としたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、参考人として御出席いただきました請願者に、請願の趣旨や願意について説明を求めます。

## 西田数市参考人

自己紹介からよろしいでしょうか。阿久根障がい者青年学級笑（スマイル）会長代理の西田といいます。よろしくお願ひします。

請願書に数値の誤りがあったので、ここでおわび申し上げます。

平成29年の数値は、小学校だけの数値になっていたものですから、これは、中学校入れて54名です。

## 渡辺久治委員長

どこですか。

〔「請願書の2ページ」と呼ぶ者あり〕

#### 西田数市参考人

2 ページ目に平成29年度が39名という数字がありますよね。これは、中学校が抜けていたものですから。合計で54名。

#### 渡辺久治委員長

54名に訂正ということですね。

〔西田数市参考人「はい」と呼ぶ〕

#### 西田数市参考人

それと、令和5年の123名、これも小学校だけの数字になっていたものですから、中学校を入れて156名に訂正してください。

申し訳ございません。

#### 渡辺久治委員長

平成29年度は54名、令和5年度は156名ということでよろしいですね。

〔「請願書には小学校のとあるが」と呼ぶ者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後2時5分～午後2時6分)

#### 渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

#### 西田数市参考人

小学校の数字が平成29年度39名、令和5年度123名は、小学校としての数字でありまして、中学校を合わせたらですね、54名になります。それで、令和5年は中学校合わせれば156名ということですので、よろしくお願ひします。

#### 渡辺久治委員長

分かりました。

#### 西田数市参考人

それと、請願事項としての開設という言葉、これを変えてもらえませんか。行政の支援、サポートでもよろしいです。

〔「それは」と呼ぶ者あり〕

#### 渡辺久治委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後2時7分～午後2時14分)

#### 渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

西田参考人に説明を求めます。

#### 西田数市参考人

今回の請願書は、開設という言葉の間違いがあり、これを取り下げたいと思います。

それとまた、紹介議員の一般質問に対して、執行部の答えが前向きということで、今回は取り下げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## 渡辺久治委員長

それでは、この請願第3号に関しては、以上で審査を中止します。

〔牟田学議員及び西田数市参考人退室〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時15分～午後4時16分)

## ○ 陳情第6号 電源立地地域対策交付金等に関する陳情

### 渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

この際、陳情第6号を議題とします。

本件について、所管課である総務課及び企画調整課に出席を求め、審査を行います。

### 上協議会事務局次長兼議事係長

所管課からそれぞれ、総務課が1部、企画調整課が1部、資料の配付依頼がありましたので、ペーパーレス会議システムで配付しております。

### 渡辺久治委員長

それでは、所管課は入室してください。

〔総務課及び企画調整課入室〕

所管課の総務課及び企画調整課に出席いただきました。

まず、所管課に、本陳情に関する制度の概要や本市の現状について、総務課長及び企画調整課長にそれぞれ担当する事項の説明を求めます。

### 尾塚企画調整課長

それでは、企画調整課の所管分から御説明させていただきます。

電源立地地域対策交付金制度について、お配りした資料を基に説明させていただきます。

始めに、この交付金につきましては、原子力発電施設などの発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図るとともに、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とし、当該都道府県及び市町村等へ交付されるものがあります。

本市におきましても、道路や都市公園、教育文化、消防、産業振興に資する施設の整備などに活用する貴重な財源として毎年交付を受けており、幅広く有効に活用しているところであります。

陳情書の項目1に関連して、金額が確定している令和3年度の実績に基づいて説明したいと思いますが、本市に交付された電源立地地域対策交付金の額は7448万9456円であり、同じく令和3年度に薩摩川内市に交付された額は13億4597万2000円です。

この交付金額の差についてであります。資料3ページと4ページになりますが、そこには原子力発電所が建設される市町村等における財源効果のモデルケースを示してあります。

川内原子力発電所は、1号機が1984年7月に、2号機が1985年11月にそれぞれ運転を開始しております。今年でそれぞれ、39年目、38年目を迎えることとなりますが、資料では、4ページの赤い丸枠で示している53年、52年の時期に当たります。53年、52年などの数字は、立地可能性調査を開始した年を基準に記載しておりますので、川内原子力発電所については、1号機が53年の箇所から運転開始から39年目、2号機が52年の箇所から38年目ということになります。

ます。

これらの年数の箇所を示すグラフを御覧いただきたいと思いますが、緑色、薄い緑色、そしてクリーム色で構成されたものになり、着工や運転開始からの年数に応じて交付される交付金の種類を示したものになります。緑色が原子力発電施設等周辺地域交付金、薄い緑色が電力移出県等交付金、クリーム色が原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金となります。

資料5ページになりますが、電源立地地域対策交付金については、ただいま御説明した交付金を含む複数の交付金の総称ということになります。

川内原子力発電所1号機及び2号機については、今年で運転開始から39年目、38年目を迎えることから、資料5ページの中央の表を御覧いただきたいと思いますが、本市には、上から3番目の原子力発電施設等周辺地域交付金とその下の電力移出県等交付金が交付されているところです。これら2つの交付金は、一旦県に交付され、その後、本市を含む隣接市町村等に交付される仕組みとなっております。そして、原子力発電所の所在市町村である薩摩川内市については、これらに加えて、同じ表の赤枠の一番下に記載のある原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金が直接国から交付される形となっており、この部分が隣接市町村との交付金額の差の理由であると考えております。

関係するこれら3つの交付金については、資料の11ページから13ページまでにかけて交付対象者や交付スキーム等の概要の説明が記載されていますが、詳細の数値等については、市において資料等は持ち合わせておりません。

次に、陳情書の項目3、項目8に関連しまして、国、県等との協議や電源立地地域対策交付金の増額の要求などについてであります。本市は、九州地方の電源地域92市町村で構成する九州地方電源地域連絡協議会の一員であり、毎年、この協議会において、電源地域の振興のため各種交付金制度の拡充、新たな電源交付金・補助金制度の創設等について理事会で審議の上、国等の関係機関に対し要望活動を行っております。ちなみに令和5年度は、7月27日に理事会及び総会が開催され、その後、8月上旬から中旬までにかけて、内閣府、資源エネルギー庁、九州経済産業局に要望活動も行われているところです。その内容については、原子力発電施設に係る支援策のほか、原子力発電所の安全確保と防災体制の確立等に関することなどであり、市としては、引き続き、県や関係自治体と連携を図りながら要望活動についても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、項目6に関連しまして、こちらについては冒頭申し上げたとおり、電源立地地域対策交付金の趣旨を踏まえ、道路や都市公園、教育文化、消防、産業振興に資する施設の整備などに活用する貴重な財源として毎年交付を受け、幅広く有効に活用しているところであり、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、項目7に関連しまして、使用済核燃料等の輸送計画についてですが、九州電力との協定書、いちき串木野市及び阿久根市の住民の完全確保に関する協定書第2条の規定により、事前説明が行われることになっており、市としても必要な意見を述べるができることとされています。

#### 中野総務課長

次に、総務課より、陳情第6号に関し、所管の事項について、本市の現状等について御説明いたします。

始めに、項目2について、市民の安全を守るための危機管理対策・災害対策の体制整備に



関してですが、原子力災害への対策については、本市では、阿久根市地域防災計画（原子力災害対策編）を平成25年に定めているところであります。

本計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、川内原子力発電所における原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県のほか、警察・消防、九州厚生局、海上保安本部、自衛隊などの指定地方行政機関、西日本高速道路株式会社や九州旅客鉄道株式会社などの指定公共機関及び九州電力などの防災関係機関がとるべき原子力防災に関する事務又は業務の大綱を定め、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としているものです。

防災体制については、第2章第1節に災害応急対策における対応基準として、市は、被災の状況に応じ、警戒本部体制、対策本部体制、緊急時体制を設置することとなっており、第2節において各防災活動体制における被災時の対応業務が示され、組織的な対応を行うこととなっております。

この原子力防災計画の実効性を高めるために、毎年、県をはじめ関係機関と共同して原子力防災訓練を実施し、連携の強化に努めているところであります。

前回、今年は2月11日でしたが、原子力防災訓練では、県災害対策本部及びオフサイトセンターとリアルタイムでテレビ会議を接続し、国・県・市町の情報共有を行ったほか、オフサイトセンターへも職員を派遣し、原子力災害現地対策本部の運営訓練を実施いたしました。また、折多地区の住民を中型バス及び自家用車で、各避難退域時検査場所を経由して、最終の避難所である始良市、湧水町及び芦北町まで誘導する一時移転訓練を実施しました。さらに、昨年度から原子力防災アプリを活用した避難訓練が実施されており、避難所等における車両検査や受付事務の迅速化が図られているところであります。

次に、項目4について、本市では、いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書第3条の規定に基づき、九州電力からは、都度運転状況等の報告も受けているところであり、情報の提供と収集、連絡体制を図っているところであります。

また、必要に応じて定期点検の実施状況等についての現地確認を行うとともに、周辺自治体の首長等で構成される原子力安全対策連絡協議会の会合等においても、発電所の安全運転や危機管理に関しての申し入れも行われているところであります。

次に、項目5について、お配りした資料をご覧ください。

こちらの資料は、鹿児島県環境放射線監視センターの概要資料の抜粋になります。

資料1枚目右上段の表に記載がありますが、陳情書に記載のとおり、阿久根市には9か所に放射線の測定局（モニタリングポスト）が設置されております。場所については、右下の地図及び3枚目の資料にお示しておりますが、大川中学校、阿久根市役所、山村開発センター、西目小学校、折多小学校、尾崎小学校、田代小学校、農村環境改善センター、三笠中学校になります。

各測定局における空間放射線量率の測定データは、市役所1階北側トイレ前に設置されている大型モニターに表示されているほか、県のホームページ等において、環境放射線監視情報として24時間リアルタイムで確認することができます。

また、県が昨年4月から運用を開始した原子力防災アプリを活用して、お手持ちのスマートフォンでも最寄りのモニタリングポストの空間放射線量率をいつでも確認することができます。

さらに、原子力規制委員会のホームページの放射線モニタリング情報共有・公表システム

へのリンクによっても同様に確認できる状況にあります。

この項目5の趣旨としまして、市の広報誌にモニタリングポストの位置を掲載するようにとの要望ですが、既に各種パンフレット等においても所在住所まで公表されており、広報誌掲載は、紙面の割り当てを行えば可能であります。

#### **渡辺久治委員長**

課長の説明は終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **木下孝行委員**

今回の陳情に関しては、昨年12月にも陳情を提出され議会で否決された案件というふうに認識しているんですけども、要望の内容は、ほぼ一緒というところがあるということ、このような陳情を、1年も経っていないのに提出すること自体がおかしいんじゃないかなというふうにも思うんですが、今、説明を聞きました中で、陳情者が出している陳情の資料に、令和3年度の電源立地交付金の額があります。阿久根市が8672万5000円とあるんですけども、私のほうで当初予算を見たところ、電源立地交付金自体は8,500万円というふうに今年の予算には載っていて、あと広報調査交付金が180万円と阿久根市には、当初予算にはあります。

この陳情者が出してきた額が適正であるのかないのかを確認したいんですね。だから、陳情者が出した額は、本来であれば8,680万円になるべきだろうと思うんですけども、そのように受け取っていいですかね。

#### **尾塚企画調整課長**

今、木下委員から話がありましたが、令和5年度の当初予算の額で言えば、今、木下委員から説明があったとおりの額で間違いありません。

#### **木下孝行委員**

このような大事な陳情書にですね、どこで調べたのか分からないような数字を掲げてきてもらっても困るわけですね。きちんとした数字を出してもらって、ちゃんとした陳情を行ってもらいたいと思っているんですけども。

あと、今の説明の中で、モニタリング等は十分見れる機会もあるということ。

市報等では全く、今まで1回も載せたことはないということですか。

#### **中野総務課長**

モニタリングポストそのもの自体の地図等について掲載したことは、記憶には残っていないところです。ただ、県が発行する原子力だよりについては、一緒に広報紙と配られてますけれども、そちらのほうには何回か掲載されているところです。

#### **木下孝行委員**

市としての広報はしてないけれども、市報と一緒に、同時に配布される県のやつにはきちんと載ってきているということで了解すればいいんですか。

〔中野総務課長「はい」と呼ぶ〕

#### **高崎良二委員**

2番項の中の避難に関するところで、避難訓練はされてるということと、あと、自衛隊とか、そういったところに協力要請がいざというときはできるとあるのですが、例えば、事故が起これることを想定したときに、何で起これるかということ、地震とか大災害があったときに起これると思うんですね。そうした場合、例えば避難要請をするときに大地震があれば、車は使え

なくなるとかそういった状況に陥る可能性もあると思うんですが、そういったときの避難として、自衛隊のヘリとかそういったことを要請するというを想定されているんですかね。

#### 中野総務課長

大規模地震とか自然災害等についての想定がなされてるかというようなところですけども、避難の、本会議でありました、シミュレーションと時間等についても、シビアケースが想定されていて、皆さん長いなど、3日とか4日とかとシビアケースを想定もされてるところです。実際、今度は、今、高崎委員が言われました、例えば道路が寸断されたときに、自衛隊へのヘリの要請とかいうところはですね、もうその実情に応じた形で、私どもが県・国への要請をした中で自衛隊の派遣ができるものと考えております。その場合場合によつての状況の対応だと思います。ただそれについては、防災計画の中で連携を図ってそういった要請するというようなことは定めてあるところですよ。

#### 高崎良二委員

備えあれば患いなしという言葉もありますし、これで大丈夫だということじゃなく、ここをこうしたらこうなるという想定をずっとしていけないといけないと思うんですが、例えばそのヘリを要請したときに、じゃあどこに着地させるのかとか、緊急の場合はもうどこでも着地させていいのか、許可があるのかとか、そういうところまではどうなんですかね。

#### 中野総務課長

申し訳ありませんけども、その辺のところの許可関係の部分について、私はまだちょっと不勉強なんですけれども、その災害が起こった時点、そのときには、そういう状況があれば、いわゆる超法規的な部分での対応というところは必然的に出てくるのではないかと考えているところですよ。

#### 渡辺久治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであれば、私も質問したいので委員長を代わっていただけませんか。お願いします。

#### 川畑二美副委員長

はい、分かりました。

#### 渡辺久治委員

電源立地の資料の3～4ページ、これはモデルケースと書いてあるんですけれども、出力135万キロワットのモデルケースということですね。

〔尾塚企画調整課長「はい」と呼ぶ〕

そこです、川内原子力発電所の1号機・2号機は何万キロワットなのか分からないものですから。

#### 尾塚企画調整課長

いずれも89万キロワットです。

#### 渡辺久治委員

1号機・2号機ともに89万キロワットですね。

それと、もう一つ。資料のもう一方のモニタリングポストのほうなんですけれども、全部で100か所で阿久根は9か所あるんですけれども、これは、実際確認できる場所というのは聞きましたけど、スマホなどでも見れるということで、スマホを見れる人はいいんだけど、

なかなか使えない人もいるし、スマホも通信が切れる場合もありますから、モニタリングポストを確認できる場所というのは、阿久根市で1か所だけですか。市役所だけなんですか。

**中野総務課長**

市民の方がスマホ等を使わずに数値等が見れるというのは、市役所のところのモニターだけになります。

**渡辺久治委員**

地震とかそういうときにそうなる可能性が高いですから、そういうときに、道路も寸断されて市役所しか見れないとなった場合に、避難箇所とかを想定したときに、住民に知らせますよね。そのときの対策というのはどのように考えているんですか。

**中野総務課長**

原子力災害のときの基本は、まずは屋内退避が基本になります。

通常するときにはすぐに逃げてくださいなんですけれども、原子力災害のときには放射線の事故で漏れるとかいうところを、やはり放射線量を調査して、それを測定していくんですけども、20マイクロシーベルトを超えるようになると、その方向の人、特定方向の方については、一時避難をしてくださいというような状況になるところです。

その部分については、いわゆる避難の指示が出ますので、それに基づいて避難をするという広報が出るところです。

それに基づいての避難ですので、通常はそういった非常に低い自然放射線の中にありますので、通常の方が確認されなくてもいいんですけども、いわゆる事故が発生した、放射線が漏れる恐れがあるときに、実際の避難指示というか、その準備をしてくださいという命令が出ます。その後、国がモニタリングポスト等を通じて、漏れる可能性があるときには広報して、一旦は屋内避難をしてくださいと。そして、モニタリングポスト等を確認をして、20マイクロシーベルトを超える恐れがある、越えるというようなときには、一時避難の指示が出るというような状況になっているところです。

**川畑二美副委員長**

私も言いたい。

**渡辺久治委員**

実際事故があったときに、そこのモニタリングポストを見て、こっちの方は出ないほうがいいのか、出ても大丈夫とか指示を出すのは、決めるのは、阿久根市がといたしますか、それとも別のほうといたしますか。

**中野総務課長**

国の原子力安全委員会だったと思います。国の機関でそれを決定して、指示を出すという方法になります。

**渡辺久治委員**

国が決めて、それは阿久根市に来てということですか、それとも直接国から来るんですか。

**中野総務課長**

訓練等を行っていますけれども、国、県、市町については、オフサイトセンター、県の災害対策本部等は、テレビ会議を通じて全部つないであります。その中で、実際は、私もそのときになったことはありませんけれども、そういったことを通じて、国からの指示が出るということになると思います。

[渡辺久治委員「終わります」と呼ぶ]

## 川畑二美副委員長

交代します。

私も質問したい。

## 渡辺久治委員長

はい。

## 川畑二美委員

私も避難訓練に何度か参加させていただいたんですけど、薩摩川内のセンターも見せてもらって、バスで動く方々も見せてもらったんですけど、いざ起こったときには、住民の人たちは情報はどうなんだろうというのはすごく不信にいただいているんですけど、阿久根市が、もう、皆さん、モニタリングで見て、やっぱり国のほうの指示がないと動けないんですか。住民の人たちは。

## 中野総務課長

実際の場合に、今、川畑委員が言われましたけれども、国の指示がないと動かないというようなことは、想定は、ここの特定地域、いわゆる放射線が出る地域の方が避難をしていけば、いわゆる効率的に避難ができるんですけども、多分、原子力発電所で災害が起こった、起こりそう、起こって放射線が漏れそうになるといときには、いわゆる皆さん避難をしていくんじゃないかな、いわゆる指示がなくても。指示がなくても避難をするということは十分可能性はあると思います。もうそれが普通に考えられるところ。それまで想定しての、いわゆる避難時間とかというのが想定をされているというところでございます。

避難ができないというのじゃなくて、多分そうなるんじゃないかなということは、察せられるところです。

## 川畑二美議員

おっしゃったとおりに、やっぱり皆さんもう、すぐ避難すると思います。だから屋内にとりよりは、我先に、早く逃げないといけないと、自分の親が別のところに住んでたら早く親を迎えに行かないとと、そういうので右往左往するんじゃないかなと思うんですけど。

ちゃんとした情報を、やっぱり市として出すのは、やっぱり国の原子力のほうから来ないと、どっち方面というのは、やっぱり言えないんですか。

## 中野総務課長

川畑委員がおっしゃることはよく分かるんですけども、避難のときに効率的に避難をするためにどうするかという、情報の出し方をどうするかというのを決めているのが防災計画なんです。その防災計画をいかに効率的に実際に合ったように運用していくかをいつも訓練をしているというような状況です。

多分、おっしゃる懸念は訓練に参加されている方は皆さん持っているんですけども、訓練どおり行かないよというようなことは、皆さん思っていらっしゃるんですけども、防災計画を周知しながら、その中でいかに効率的に早く危険なところの人をいち早く避難させるか。それを実現するための防災計画ですから、それを目指して、いつも私も周知を図る。

それから、もし緊急時にはどういった情報伝達があるか、できるかというところをまた、いろいろ探っていくということを、今、取り組んでいるというところでございます。

今、もうそれしか答えられないというところです。

## 山田勝議員

もう私は思うんですがね。仮に事故が起こったときには、何どころじゃないから、みんな。

我先に逃げるんだから絶対できない。だいたい落ち着いてから順番にというだけの話。そんなのどれだけ語っても話はずかないんだから、できないんだから、終わり。

**高崎良二委員**

教えてもらいたいんですけど、電源立地地域交付金というのは、国からのお金になるんですかね。

〔発言する者あり〕

**尾塚企画調整課長**

国からの交付金で、一旦県に交付されて、それから市町村に交付ということです。

**高崎良二委員**

九州電力からの何かそういった支援金とかそういうのは全くないということになるんですかね。

〔発言する者あり〕

**尾塚企画調整課長**

九電からの給付金は、一般家庭とか各事業所に毎年3月ごろですかね、大体1件当たり3,000円の電源立地給付金。それが九電からの交付される給付金ということになります。

**高崎良二委員**

すいません。ちょっと疑問に思っているのが、今の市のバス、市が持っているバスの後ろに、電源立地交付金というのが書いてあるんですよ。その横に九州電力と書いてあるんですよ。これは何か、それを買うときに九州電力から貰っているからそう書かれてるんですかね。

**尾塚企画調整課長**

その分については、九州電力からの寄贈の分の車ということです。

〔「交付金と別だと言わないと勘違いする」と呼ぶ者あり〕

**高崎良二委員**

交付金とは別枠でバスを寄贈されたということですかね。

**尾塚企画調整課長**

はい、そういうことです。

**渡辺久治委員長**

交付金と別でということですね。

〔尾塚企画調整課長「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであれば、これで質疑を終わります。

所管課は退室をお願いします。

ありがとうございました。

〔総務課及び企画調整課退室〕

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時53分～午後4時54分)

**渡辺久治委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

この際、請願第3号を議題とします。

これまで行いました審査のほかに行いたい審査がありましたら御発言をお願いします。

#### 上協議会事務局次長兼議事係長

請願第3号は、先ほど参考人として出席された請願者と紹介議員が請願を取り消すと御発言がありましたので、審査は中断されています。

〔発言する者あり〕

#### 渡辺久治委員長

この際、陳情第6号を議題とします。

この陳情の審査において、改めて陳情者に対し参考人として出席を求める必要があるかどうか、皆様の御意見を伺いたいと思います。

#### 川畑二美委員

陳情者の、求めます。

#### 木下孝行委員

私は、先ほども話をしましたが、去年の12月に、この陳情とほぼ同じような内容で否決をしております。今回、陳情者を呼ぶ必要もないと思います。

おまけに数字等も、前回の審査でも数字等を大きく間違っていたりいろいろ問題もあったみたいな形で否決になっておりますし、もうちょっと真摯に数字も調べながら、正確な内容で陳情はすべきだろうと思いますし、陳情者を呼ばずに採決をしていいのではないかと思います。

#### 川原慎一委員

私も呼ぶ必要ないと思っております。

内容についてもですね、私が非常に不思議なのは、最後のところの陳情・要望書の記載内容は川内原発を容認するものではありませんというところであるけれども、こういう陳情をしているところ自体も私には余り理解できないので、また、前回もと、そういったいきさつもお聞きしましたし、議事録等も見ましたがけれども、私は呼ぶ必要はないと感じます。

#### 渡辺久治委員長

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

陳情者を参考人として出席を求めることについて、賛否両方の御意見があります。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時57分～午後5時4分)

#### 渡辺久治委員長

休憩前に戻ります。

休憩中の協議で出ました19日まで委員会を伸ばすかどうかについて、決をとりたいと思います。

陳情6号の陳情者を呼ぶことに関して、この委員会を19日に伸ばすことについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

挙手少数で否決されましたので、19日の委員会まで伸ばさないことにいたします。

その上で、出席を求めるかどうか、ここで諮りたいと思います。

陳情者を参考人として出席を求めることについて、賛否の決をとります。挙手により決定いたします。

出席を求めることについて賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数ですので、陳情者を参考人として呼ばないことに決しました。

次に、これまで行いました審査のほかに行いたい審査がありましたら御発言をお願いします。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。

それでは、陳情第6号について採決に進みます。

まず、討議を行います。

念のため申し上げます。

採決に当たって、趣旨採択や一部採択とすべきなどの御意見がある場合は、討議の中で、その問題点を議論していただくようお願いします。

例えば、Aの部分は、これこれこういう理由で賛同できるが、Bの部分は、これこれこういう理由で賛同しかねる。したがって、採択、不採択以外の一部採択の選択肢も考慮すべきであるなどの御発言をお願いします。

さらに、その後の討論においては、その討議を踏まえた上で、趣旨採択や一部採択の御発言をお願いします。

それでは討議に入ります。

#### 木下孝行委員

今回の陳情に関してはですね、要望項目にあります交付金についての額が不適切であると私は思っております。先ほど申しましたように、8,680万円になるべきその数字が8,672万5000円と数字が誤ってるようなこういった陳情、間違った数字を上げてくるというのはどうかなというふうに思います。

2項目にありますような安全対策とか避難体制とかいうのは、先ほど所管課の説明にもありましたように、年に1回きちんとやっているということも我々は知っておりますし、またほかに、モニタリングの件についても、しっかりと市報と同時に県から冊子として情報提供しているということもあります。

そういったこと、また、九電との情報交換も市としてはやっているのと、また、陳情内容について、先ほど川原委員からありましたように、原発に反対していながらも交付金が欲しいという矛盾した陳情内容になっておりますし、全て含め、また、12月議会で否決をした案件に関して、全く中身が同じ内容で提出されたというのに疑問を感じますので、反対すべきだと思います。

#### 川畑二美委員

交付金のちょっと間違いというのは、御本人は気づいてないのかもしれないですし、どちらからか、これは聞いて書いてるんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり役所なんか聞いてその数字を充てていると思うんですけど。

ですから私は、前から言ってるように、本人たちの意向を、確かに反対はしながら交付金



は欲しいという趣旨の状態ではあるんですけど。

なかなか、ちょっと、難しいとこで。

〔発言する者あり〕

**渡辺久治委員長**

いいですか。

**川畑二美委員**

はい。

**山田勝委員**

交付金は、多いに越したことはないんだけどね。でも、現実の問題として、薩摩川内市と一緒にというのはできないんだから。川内は、誘致企業で一生懸命頑張ってきたんですよね、工場を誘致するのと同じように。だからそういうことで阿久根は反対した。そういう中で一区切りついて、私はもうずっと見てるんですけどね、もう原発交付金で公民館を作れ、何を作れとそれはもうたくさんしてきました。

ですから、私はもう呼ぶ必要もないし、賛成できません。

**渡辺久治委員長**

ほかに討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであれば、討議を終わります。

討論に入りますが、ここで、念のため申し上げます。

本陳情について、採択、不採択以外の趣旨採択、一部採択の裁決を希望される場合は、討論において、趣旨採択とすべき、一部採択とすべきなど希望される採決方法を御発言くださるようお願いいたします。

また、一部採択を希望される時は、何項目目の何々にすることについての部分を一部採択すべきと、具体的に、希望する部分を特定できるように御発言をお願いいたします。

なお、討論は、趣旨採択、一部採択を含めて、ここで一括して取り扱いますので、趣旨採択、一部採択の採決を希望される場合は、必ずここで討論をお願いします。

それでは討論に入ります。

討論をお願いします。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります

(休憩 午後5時11分～午後5時13分)

**渡辺久治委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

討論ございませんか。

**川畑二美委員**

一部採択の……

私は、あの、はい。

**渡辺久治委員長**

一部採択は、どこですか。

川畑二美委員

インフラ整備……

渡辺久治委員長

何番ですか。

川畑二美委員

6番ですね。6番が……

渡辺久治委員長

6番目のインフラ整備を一部採択ということですか。

川畑二美委員

そうですね、インフラ……

〔発言する者あり〕

渡辺久治委員長

良いですか、それで。

川畑二美委員

まだ、前の議事録を見てからっていうのが私の中にあるものですから、ちょっと、はい。

〔発言する者あり〕

渡辺久治委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後5時14分～午後5時15分)

渡辺久治委員長

休憩前に戻ります。

川畑二美委員

そうですね、はい……

渡辺久治委員長

6番の一部採択でよろしいですか。

川畑二美委員

はい、分かりました。ちょっと待ってくださいね……

〔発言する者あり〕

先ほど説明があったんですけど、市民の生命を守る安全なものもありましたし、この交付金の2番と6番、この説明もあったんですけど、やはり、大事などころではあるんじゃないかなと私は思うんですけど、そのところはですね。

それで、私は一部採択を……

〔「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

渡辺久治委員長

結局、選択肢はですね、一部採択か、採択、不採択。それをはっきり言った上で討論してください。

川畑二美委員

はい。

うーん……

**渡辺久治委員長**

採択という選択肢もあるんですよ。

**川畑二美委員**

採択という選択もあるんですか。

**渡辺久治委員長**

はい。

**川畑二美委員**

それでは、私は採択でいきます。

**渡辺久治委員長**

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わります。

今、出ておりますのは、採択と不採択のみだと思えますけど、いかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第6号、電源立地地域対策交付金等に関する陳情を採決します。

本陳情は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決します。

本陳情を採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数と認めます。

よって、本陳情を採択すべきものとする事は否決されました。

## ○ 所管事務調査について

**渡辺久治委員長**

次に、所管事務調査を議題とします。

本委員会の所管事務調査は、川内原子力発電所の運転期間20年延長についてと再生可能エネルギーについてです。

本日は、この2件について、所管課である企画調整課に本市の状況等を説明していただきます。

所管課は入室してください。

〔企画調整課入室〕

企画調整課に出席していただきました。

それでは、まず、川内原子力発電所の運転期間20年延長について、企画調整課長に説明を求めます。

**尾塚企画調整課長**

川内原子力発電所についてであります。本市ではこれまで、隣接自治体として、また、川内原子力発電所を中心とした半径30キロメートルの範囲内、いわゆるUPZ圏内の自治体として、九州電力と住民の安全確保に関する協定を締結するとともに、市民の安全・安心の確保を第一とし、事業者や関係機関に安全管理の徹底を求めてきたところであります。

原子力発電所の運転期間につきましては、関係法令の規定により運転開始から原則40年と

されております。

川内原子力発電所については、1号機が令和6年7月3日に、2号機が令和7年11月27日に、それぞれ運転期限を迎えることとなっています。

川内原子力発電所は、これまでに1号機・2号機の特別点検が実施され、事業者である九州電力は、昨年10月に、この特別点検の結果などを踏まえ、原子力規制委員会に対し運転延長に係る認可申請書を提出し、現在は原子力規制委員会による審査段階にあるものと承知しております。

一方で、県においても、川内原子力発電所の運転延長を見据え、令和4年1月に原子力安全・避難計画等防災専門委員会に分科会を設置し、これまで科学的・技術的な検証を行ってきたところと承知しております。

同委員会が本年5月にまとめた最終報告書では、川内原発の運転期間延長に関して行った特別点検結果、劣化状況評価及び施設管理方針の策定がそれぞれ適正になされていることを確認するとともに、九州電力の組織の運用体制や担当者の教育体制について、安全性の確保のために必要な措置が取られていることを確認した上で、それぞれの項目において、今後の安全性の更なる向上に資する留意すべき事項が認められるとされたところです。

これらの具体的な内容は、県から原子力規制委員会及び九州電力に要請すべき事項として、意見書に取りまとめられ、それぞれ提出されたものと承知しております。

その後、6月14日には、薩摩川内市において、県の専門委員会が主催し、分科会で議論されてきた検証結果について、住民説明会が開催されたところです。

また、この運転延長に関しては、その是非を問う県民投票条例制定に向けて、6月1日から7月30日までの約2か月間にわたり署名活動が行われ、直接請求に必要な県内有権者の50分の1を超えるとされる署名が寄せられたところでもあります。

このことについては、西平市長も、川内原発を巡る県民の皆様の関心の高さ、安心・安全の確保に対する意識の表れであり重く受け止めていると、昨日までの一般質問でもお答えしたところでもあります。

これまで、川内原子力発電所の運転期間の延長に関しては、県を中心に様々な形で検証、また、住民への情報提供が行われているところではありますが、自治体の運営において何よりも優先されるべきことは、住民の暮らしの安全・安心の確保であります。

隣接自治体として、引き続き、今後の動向に注視しながら、事業者である九州電力に対しては、川内原子力発電所の不断の安全維持とさらなる安全性向上を求めるとともに、県や関係自治体とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

#### **渡辺久治委員長**

ありがとうございました。

課長の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に、再生可能エネルギーについて、企画調整課長に説明を求めます。

#### **尾塚企画調整課長**

次に、再生可能エネルギーについてであります。本市における導入状況等について説明いたします。

始めに、太陽光発電についてであります。本市では、令和3年度において、自立循環型

社会の構築、防災力の向上、地域の脱炭素化に向けた取組を推進するため、株式会社トラストバンク及び合同会社トラストバンク阿久根と包括連携協定を締結するとともに、ゼロカーボンシティ宣言を行い、阿久根市地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に取り組んできたところであります。

市役所駐車場や番所丘公園、風テラスあくね敷地内への太陽光発電設備等の設置工事は本年1月をもって完了し、4月から本格運用を開始したところです。

設備の本格稼働後においては、市役所など自営線で結ばれる接続先施設の電力は、基本的に太陽光発電設備による電気ではほぼすべて賄われており、2050年までのカーボンニュートラル達成に向けた地域の脱炭素化や防災力の向上、さらには地域内経済循環といった再生可能エネルギー推進のための事業効果についても、広く周知・啓発してまいります。

また、今回の事業における余剰電力を活用した自営線外の公共施設への電力供給や地域新電力会社の設立等についても、この設備の有効活用と経済循環による地域の活性化の観点から、その実現に向け、引き続き関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、民間事業者や一般住宅における太陽光発電設備の導入状況等については、市では詳細を把握しておりません。

次に、陸上風力発電計画についてであります。阿久根市、薩摩川内市、出水市及びさつま町の紫尾山系の境界周辺において、現在2事業者が計画しているところです。

それぞれ事業者におかれては、この間、関係地区への事業説明や環境影響評価法に基づく環境影響評価に関する事務手続を進めてこられたものと認識しております。その中で、双方の事業計画の変更やFIT認定を巡って、国からも両者に対し、事業者間調整の指示があったものと承知しておりますが、その後の経過や今後の予定などの詳細については、把握しておりません。

次に、洋上風力発電計画についてであります。国の第6次エネルギー基本計画において、風力発電は今後の導入拡大が期待されており、特に洋上風力は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに経済波及効果が大きいことから、再生可能エネルギー主力電源化の切り札として推進していくことが必要であるとされております。

その洋上風力発電事業につきましては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法に基づき、国が洋上風力発電の開発を認める促進区域の指定を行った上で、公募により事業者を選定する流れとなっております。

また、促進区域の指定に当たっては、国が都道府県等から情報収集を行った上で、関係自治体や利害関係者等で構成される協議会において合意形成を経ることなどの手続が定められております。

都道府県から国への情報提供に際しては、促進区域として想定される区域の気象などの自然的条件、漁業への支障などの情報に加え、利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ているかなどの情報が必要とされており、本年3月に県を通じて、本市にも情報提供に対する意向確認の照会があり、情報提供を希望する旨回答したところであります。

なお、報道等にもありまして、県においては、関係市町への意向確認の結果も踏まえた上で、昨年に引き続き、今回も国への情報提供は見送ったところであります。先月、8月29日には、関係市町や利害関係者を交えた洋上風力発電に関する研究会が県の主体の下設立され、洋上風力発電の現状や課題、国への情報提供の可能性のある区域の検討などにつ

いて、今後議論を継続していくこととなっています。

なお、北薩沖では現時点で2事業者が事業計画を有し、関係漁協等に説明、協議、調整等を進めているところと承知しております。

市としましては、脱炭素化の推進、更には産業振興、雇用創出といった効果を期待する一方で、本市の基幹産業である水産業へ与える影響も十分に考慮する必要があると考えており、引き続き、事業者に対して漁業者等の利害関係者への丁寧な説明を求めるとともに、県や関係市町、関係機関との意見交換や連携を継続して図ってまいりたいと考えております。

#### **渡辺久治委員長**

ありがとうございました。

課長の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

企画調整課は、退室してください。

ありがとうございました。

〔企画調整課退室〕

次に、今後の調査について、協議をお願いします。

私は、まず、川内原子力発電所の運転期間20年延長について、川内原子力発電所の視察を行ってはどうかと考えておりますが、委員の皆様の御意見をお伺いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

〔「国体が終わった10月の中旬以降にしましょうか」と呼ぶ者あり〕

〔「日程は委員長に一任します」と呼ぶ者あり〕

#### **上協議会事務局次長兼議事係長**

日程調整に関してお願いがございます。

委員に議長がいらっしゃいます。議長は、会議や要望活動など公務が多く入っておりますので、原発の視察の日程調整は、議長の公務を確認させていただきながら、九州電力さんに打診させていただき、その調整までを含めて委員長に御一任いただければありがたいです。

#### **渡辺久治委員長**

ありがとうございます。

#### **川畑二美委員**

ほかの産業委員の、あの議員の参加も認めていただいたらありがたいんですけど、一緒に。

#### **山田勝委員**

それは申込がないと始まらないから。

#### **木下孝行委員**

前回、去年か一昨年、私も委員外で行きましたよ。だから、自分が行きたければ、申し出するようにしてください。

〔「ここでほかの委員会のことまで語る必要はない」と呼ぶ者あり〕

#### **渡辺久治委員長**

委員外の参加も含めて、視察の日時については、九州電力に申入れを行い、調整したいと思いますので、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本委員会に付託され、会期内に審議すべき案件は、すべて議了しました。

〔発言する者あり〕

請願第3号は、取下げの申出がありましたので、議長に取下げがあったことの申入れを行います。

本日、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、意見書案の提出並びに議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

今定例会における本委員会の日程は終了したことから、当初予定していた19日の本委員会は開催しませんのでよろしく申し上げます。

以上で、本日の総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後5時34分)

総務文教委員会委員長 渡 辺 久 治